

介護保険給付以外の主な高齢者福祉サービス

令和6年4月現在

担当課	事業名	内容	直通番号
介護保険課	認知症総合支援事業	市民を対象に、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けることを目的とした認知症サポーター養成講座を実施しています。また、認知症の人やその家族、地域の人の集いの場であるオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催しています。	048-736-1119
	家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族に対し、身体的・精神的負担の軽減を図るため、適切な介護知識・技術を習得することや介護者間での交流を内容とした教室を開催しています。	
	家族介護慰労金	介護保険法における要介護4または5に該当する人で、1年間介護保険のサービスを利用しなかった人を介護されている市民税非課税世帯の家族に、年額10万円を支給します。	
	訪問介護等利用者負担助成事業	介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの市民税非課税の人を対象に、在宅サービスの利用者負担額の一部を助成します。	048-796-8275
	介護相談員派遣事業	介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員が市内の介護保険施設などへ訪問し、介護サービス利用者の不満や疑問などを聞き、問題の改善、解決に向けた手助けをします。	
高齢者支援課	配食サービス事業	概ね65歳以上の高齢者のみの世帯などで、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると認められた人に、バランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認を行います。 ●1食400円 ●週6回まで(月～土曜日の昼食・夕食から選択)	
	家族介護用品支給事業	概ね65歳以上の在宅高齢者のうち、介護保険法における要介護4または5に該当する市民税非課税世帯の人に、介護用品(紙おむつなど)を支給します。 ●支給対象額月額6,600円(税込)を限度 ●費用の1割負担	
	ひとり歩き高齢者等保護対策事業	認知症などにより、外出して行方不明となるおそれのある市内に住所を有する65歳以上の人、または40歳以上65歳未満で介護保険法による要介護または要支援の人に、早期発見・保護につながる「本人確認シール」を交付します。	048-736-1114
	緊急通報システム設置事業	概ね65歳以上の高齢者のみの世帯で虚弱またはねたきりの人などに、家庭内で急病・災害などの緊急事態が起こった際の対処や健康相談などができる装置の設置を行います。	
	日常生活用具給付事業	概ね65歳以上の高齢者のみの市民税非課税世帯で、心身機能の低下のため日常生活を営むうえで支障のある人に、日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器)を給付します。	
	重度要介護高齢者手当支給事業	65歳以上で介護保険法における要介護4または5に該当する市民税非課税の人に、月額5,000円を支給します。ただし、施設入所者や、障害手当などを受給している人は除きます。	
	高齢者安心見守り事業	65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯などで、見守りが必要と認められた人に、週1回電話をかけ、安否確認などを行います。	



春日部市役所

☎ 048-736-1111 (代)

庄和総合支所 福祉・健康保険担当

☎ 048-746-1111 (代)



介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



わたしたちの

介護保険

もくじ

P.2 | 介護保険制度のしくみ

P.4 | 介護サービス・利用の流れ
(要介護・要支援等の手続き)

P.6 | 介護保険サービスの種類と費用
① 自宅を中心に利用するサービス — P.6
② 介護保険施設で受けるサービス — P.9
③ 生活環境を整えるサービス — P.10

P.12 | 利用者負担の軽減

P.14 | 介護保険料

令和6年4月 制度改正対応版

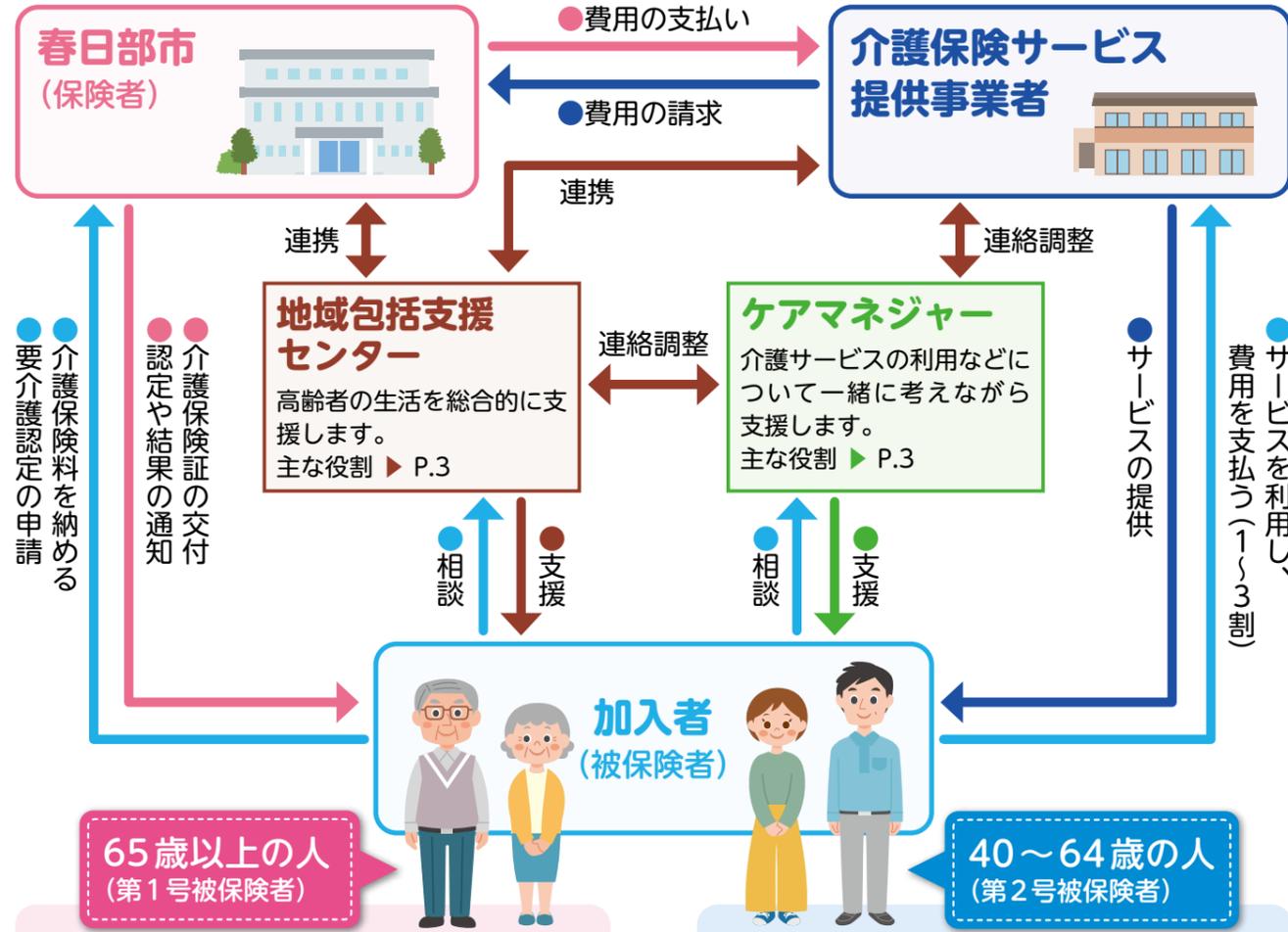
わかりやすい
利用の手引き



春日部市

介護保険制度のしくみ

介護保険は、介護が必要になった人が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての人が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部(1~3割)を負担することで介護保険サービスを利用できます。



● 要介護認定の申請
● 介護保険料を納める

● 介護保険証の交付
● 認定や結果の通知

● サービスを利用し、
費用を支払う(1~3割)

【介護保険を利用できる人】
 「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた人。
 (▶ 要介護認定 P.4)
 ※交通事故が原因の場合は、春日部市へ届け出をお願いします。

【介護保険を利用できる人】
 介護保険の対象となる病気により「要介護認定」を受けた人。

- 40~64歳の人が介護保険を利用するとき (特定疾病)**
- がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦靭帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 初老期における認知症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症
 - 早老症
 - 多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

大切に保管しましょう。

介護保険証 (介護保険被保険者証) 要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

- 交付対象者**
- 65歳以上の人
 - ・1人に1枚交付されます。
 - ・65歳になる月(誕生日が1日の人は前々月)に交付されます。
 - 40~64歳の人
 - ・要介護認定を受けた人に交付されます。



- 必要なとき**
- 要介護認定の申請をするとき (65歳以上の人)
 - ケアプランを作成するとき
 - 介護保険サービスを利用するとき など

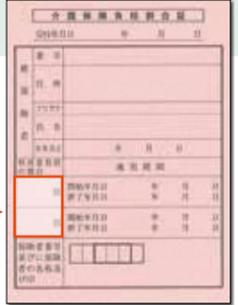
負担割合証 (介護保険負担割合証) 介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1~3割)が記載されています。

大切に保管しましょう。

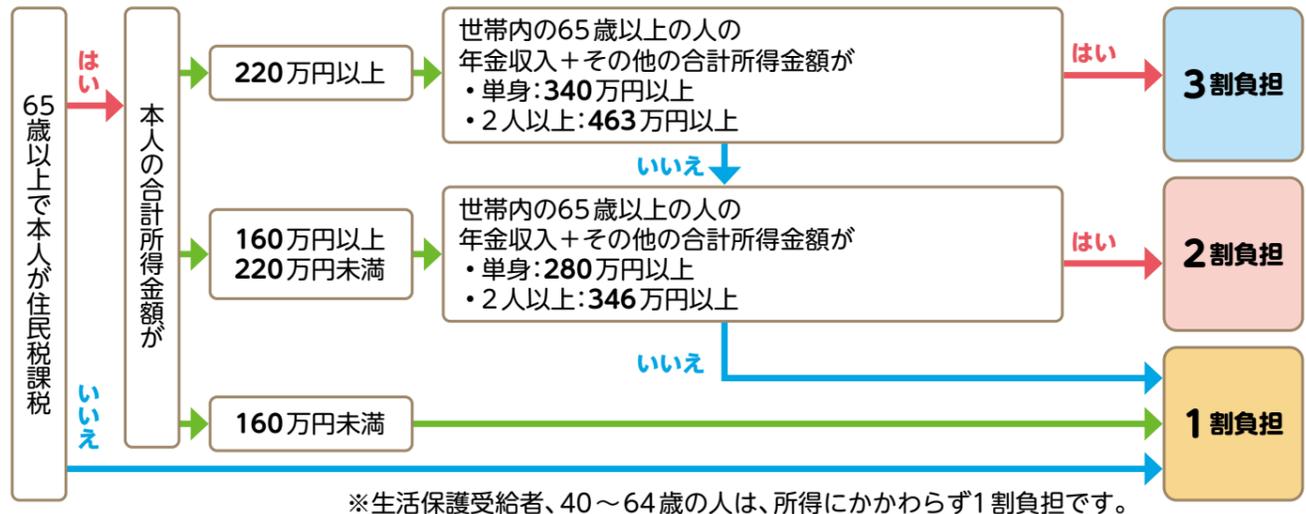
交付対象者 要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要なとき 介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日~翌年7月31日)

負担割合(1~3割)が記載されます。



介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



「地域包括支援センター」とは?

春日部市から委託された事業所で、地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの?】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等を中心に構成されています。



「ケアマネジャー」とはどんな人?

介護サービスを利用する人の相談・窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員という「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

介護サービス 利用の流れ

(要介護・要支援等の手続き)

介護サービス利用の流れ

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

1 窓口で相談します

介護保険課の窓口や、地域包括支援センターに相談します。希望するサービスがあればその旨を伝えます。



介護(予防)サービス
介護予防・生活支援サービスの利用を希望

2 要介護・要支援認定申請

申請の窓口は介護保険課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請代行の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設
- ・成年後見人 など

申請に必要なもの

- 申請書
申請の窓口にあります。
- 介護保険証
- マイナンバーと本人確認書類
- 健康保険証
- 主治医の氏名、医療機関名などがわかるもの

3 要介護・要支援認定

訪問調査

訪問調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態などを調査します。

主治医の意見書

春日部市の依頼により主治医が意見書を作成します。

一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

二次判定

一次判定や訪問調査の特記事項・主治医の意見書をもとに、春日部市長が任命する保健・医療・福祉の専門家が介護認定審査会で二次判定を行い決定します。



2 基本チェックリスト

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。



ケアプランの作成および相談は無料です。
(全額を介護保険で負担します)

該当

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1~5、または要支援1・2)が決まります。

4 認定結果の通知

要介護度

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1

高
介護が必要な度合い
低

- 要支援2
- 要支援1

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

生活機能の低下がみられた人(事業対象者)

※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。

自立した生活を送れる人

介護サービス (居宅サービス、または施設サービス)

を利用できます。
ケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成し、サービスを利用します。



居宅サービス
P.6・7・8・10

施設サービス
P.9

介護予防サービス

を利用できます。
地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成し、サービスを利用します。



介護予防サービス
P.6・7・8・9・10

※ 要支援1・2 マークのあるものに限る

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

介護予防・生活支援サービス事業

を利用できます。
地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成し、サービスを利用します。



介護予防生活支援サービス事業
P.11

一般介護予防事業

を利用できます。
(65歳以上のすべての人が利用可能)



一般介護予防事業
P.11

介護サービス利用の流れ

訪問・通所サービスのみの利用を希望(要支援状態の人)
一般介護予防事業の利用を希望

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、春日部市にお住まいの人のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得などの状況により1割、2割、3割のいずれかです。(▶負担割合については、P.3)
 ※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、食費、日常生活費などが別途負担となることがあります。
 ※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

要介護1~5 要支援1~2 利用できる要介護度を示します。
 地域密着型サービス 原則として市民だけが利用できる「地域密着型サービス」であることを表します。

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

日常生活の手助けを受ける

要介護1~5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



- | 〈身体介護〉 | 〈生活援助〉 |
|-----------------|----------------|
| ● 食事、入浴、排せつのお世話 | ● 住居の掃除、洗濯、買い物 |
| ● 衣類やシーツの交換 など | ● 食事の準備、調理 など |

自己負担(1割)のめやす		
身体介護中心	20分~30分未満	244円
生活援助中心	20分~45分未満	179円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

ご注意ください! 本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

自宅で入浴の介助を受ける

要介護1~5 要支援1~2 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす	
【1回あたり】	
要支援1~2	856円
要介護1~5	1,266円

自宅で看護を受ける

要介護1~5 要支援1~2 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす		
【30分~1時間未満の場合】		
要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援1~2	553円	794円
要介護1~5	574円	823円

自宅でリハビリをする

要介護1~5 要支援1~2 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす		
1回	要支援1~2	298円
	要介護1~5	308円

自宅を訪問してもらう

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1~5 要支援1~2 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす	
【単一建物居住者1人に対して行う場合】	
医師の場合(月2回まで)	515円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす	
【介護、看護一体型事業所の場合】	
要介護度	介護と看護を利用
要介護1~5	7,946円~28,298円

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1~5 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす	
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】	
要介護1~5	658円~1,148円

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす	
【7~8時間未満の利用の場合】	
要介護1~5	753円~1,312円

施設に通ってリハビリをする

要介護1~5 要支援1~2 通所リハビリテーション【デイケア】(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす	
要支援1	2,268円~
要支援2	4,228円~

自己負担(1割)のめやす	
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】	
要介護1~5	762円~1,379円

認知症の人が施設に通ってサービスを受ける

要介護1~5 要支援1~2 地域密着型サービス 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された人が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす			
【7~8時間未満の利用の場合】			
要支援1	861円	要介護1~5	994円~
要支援2	961円		1,427円

施設に通って利用する

介護保険サービスの種類と費用

自宅を訪問してもらう

介護保険サービスの種類と費用

通いを中心とした複合的なサービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 1	10,458円
要支援 2	6,972円	要介護 5	27,209円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	12,447円
要介護 5	31,408円

自宅で介護を受けている人が一時的に施設に泊まる

要介護1~5 要支援1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529円	451円	451円
要支援 2	656円	561円	561円
要介護 1~5	704円~ 987円	603円~ 884円	603円~ 884円

医療の助けが必要な人が一時的に施設に泊まる

要介護1~5 要支援1・2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624円	579円	613円
要支援 2	789円	726円	774円
要介護 1~5	836円~ 1,056円	753円~ 971円	830円~ 1,052円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

自宅から移り住んで利用する

認知症の人が施設で共同生活を送る

要介護1~5 要支援2 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円
要介護 1~5	753円~ 845円

有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	183円	要介護 1~5	542円~ 813円
要支援 2	313円		



②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。



生活介護が中心の施設

要介護3~5

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護 5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の入。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1~5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護 5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1~5

介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護 5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

③生活環境を整えるサービス

福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。

生活する環境を整える

介護保険サービスの種類と費用

自立した生活を送るための福祉用具を借りる



福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり ★スロープ ★歩行器 ★歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。
 ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
 ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
 ・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

★印の福祉用具の一部は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) 変更ポイント

福祉用具を買う

申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・入浴補助用具
- ・移動用リフトのつり具の部分 ・簡易浴槽 ・排せつ予測支援機器

福祉用具貸与対象用具のうち、下記はケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。(令和6年4月から)

- ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く)
- ・単点つえ(松葉つえを除く)、多点つえ

●指定を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象になりませんので、事前にケアマネジャーにご相談ください。

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

安全な生活が送れるよう住宅を改修する

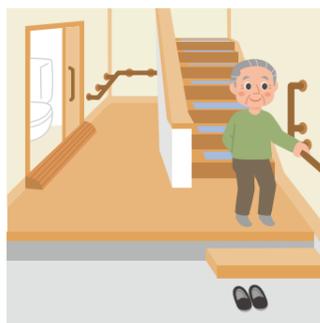
事前と事後に申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1～3割)

介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け ●段差や傾斜の解消 ●扉の取り替え、扉の撤去
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 和式から洋式への便器の取り替え など
- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーや春日部市に相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護予防と自立した日常生活の支援を目的としたサービス

要介護状態になることの予防もしくは軽減、地域において自立した日常生活を送るための支援を行います。

※介護予防・生活支援サービス事業を利用するためには、地域包括支援センターなどによるケアマネジメントが必要です。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2 訪問型サービス

事業対象者 1カ月あたりの自己負担(1割) 857円～3,883円
 ※訪問型サービスCは自己負担はありません。

- 訪問型サービス(従来と同じサービス) 訪問介護事業所による身体介護や日常生活に必要な入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの支援などのサービスを提供します。
- 訪問型サービスA 訪問介護事業所や民間事業者などによる日常生活で必要な調理、洗濯、掃除などの支援のサービスを提供します。
- 訪問型サービスC 保健・医療の専門職による短期間(3ヵ月程度)で行われるサービスです。日常生活動作などの向上を図ります。

要支援1・2 通所型サービス

事業対象者 1カ月あたりの自己負担(1割) 1,292円～3,718円

- 通所型サービス(従来と同じサービス) 通所介護事業所での機能訓練や入浴、食事の介護などを行うサービスです。
- 通所型サービスA 通所介護事業所などでの日常生活上の支援および運動、レクリエーション活動などによる機能訓練を行うサービスです。



一般介護予防事業

65歳以上のすべての人を対象に、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、社会参加の推進を支援するため、一般介護予防事業を行っています。いつまでもいきいきとした生活が送れるよう、ぜひご参加ください。

そらまめ手帳

市内で開催される一般介護予防事業などについてわかりやすくまとめた手帳です。市内公民館などで配付しています。

健康脳トレ塾

そらまめ体操や認知症予防のための脳トレ、介護予防をテーマとした健康講座など、8回1コースで実施します。

春日部そらまめ体操

春日部市独自の介護予防体操を市内11カ所の会場で定期的に開催します。

春日部えんJOYトレーニング

住民主体型の介護予防体操(春日部えんJOYトレーニング)に取り組む団体への立ち上げなどの支援を行います。

介護支援ボランティアポイント事業

介護保険施設などでボランティア活動を行うことで、自身の健康増進や介護予防につながるよう支援します。

介護予防講演会

医師や歯科医師、薬剤師、理学療法士などから、身近な生活に活かせる知識を学べる講演会です。

介護保険サービスの種類と費用

利用者負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い人には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 居宅介護住宅改修
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 居宅療養管理指導
- 介護保険施設に入所して利用するサービス ※介護予防サービスについても同様です。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 支給対象者には介護保険課から申請書を送付します。
- 同一世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の自己負担を合計します。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は、含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円以上の人	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満の人	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円未満の人	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1～3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

●施設入所・短期入所の居住費と食費の負担が軽くなります

介護保険の施設に入所、またはショートステイを利用した場合に、その食費や居住費を軽減する制度です。申請により以下の要件に該当する人には「負担限度額認定証」を発行します。

※負担限度額認定証がご利用できない施設があります。ご利用の際は必ず施設に確認してください。

変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	生活保護受給者等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円(420円)	370円	390円(600円)
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円(1,000円)
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円(1,300円)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年8月から	生活保護受給者等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円(600円)
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円(1,000円)
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円(1,300円)

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
 ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
 ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。
 ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
 ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
 不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 支給対象者には国民健康保険課などから申請書を送付します。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の人		70歳以上の人・後期高齢者医療制度の対象者	
区分	限度額	区分	限度額
※総所得金額等	901万円超	課税所得	690万円以上
	212万円		212万円
	600万円超～901万円以下		380万円以上690万円未満
	141万円		141万円
	210万円超～600万円以下		145万円以上380万円未満
	67万円		67万円
	210万円以下		一般(住民税課税世帯の人)
	60万円		56万円
	住民税非課税世帯		低所得者(住民税非課税世帯の人)
	34万円		31万円
			世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人(年金収入のみの場合80万円以下の人)
			19万円

※総所得金額等＝国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得金額

利用者負担の軽減

利用者負担の軽減

介護保険料

65歳以上の人の介護保険料の決め方

65歳以上の人の介護保険料は、春日部市の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決め方

春日部市に必要な
介護保険サービスの総費用



65歳以上の人の
負担分23%



春日部市に住む
65歳以上の方の人数



春日部市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **75,600円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、15段階に分かれます。

所得段階	対象となる人	調整率	保険料(年額)
第1段階	次のいずれかに該当する人 ・生活保護の被保護者 ・老齢福祉年金(※1)受給者 ・本人の前年の課税年金収入額(※2)と合計所得金額(※3)の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.285	21,540円
第2段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額 × 0.385	29,100円
第3段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.635	48,000円
第4段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	68,040円
第5段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 × 1.00	75,600円 (基準額)
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	90,720円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	98,280円
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	113,400円
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.70	128,520円
第10段階	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.90	143,640円
第11段階	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.10	158,760円
第12段階	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.30	173,880円
第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上860万円未満の人	基準額 × 2.40	181,440円
第14段階	前年の合計所得金額が860万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 2.50	189,000円
第15段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 × 2.60	196,560円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 課税年金収入額 課税となる老齢(退職)年金の収入額(障害年金、遺族年金は含まれません)。

※3 合計所得金額 年金や給与などの「収入」から必要経費の相当額を差し引いた金額で、各控除や繰越損失などを控除する前の金額です。さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。第1～5段階については、合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除し、給与所得が含まれる場合は、給与所得から最大10万円を控除した額を用います。

65歳以上の人の介護保険料の納め方

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の人 → **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

●春日部市から納付書が送付されますので、市指定の金融機関などで納めてください。

納期限 **7月・8月・9月・11月・12月・2月の月末**
※12月の納期限は、月末ではなく25日です。
※土・日・祝日の場合はその翌営業日となります。

忙しい人、なかなか外出ができない人は、**口座振替が便利**です。

- 手続き**
- 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
 - 市指定の取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※預貯金口座のある市指定の金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)で納期限の30日前までに手続きしてください。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



特別徴収

年金が年額**18万円以上**の人 → 年金から**【天引き】**になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。



本来、年金から天引きの「特別徴収」の人も
こんなときは、一時的に納付書で納めます

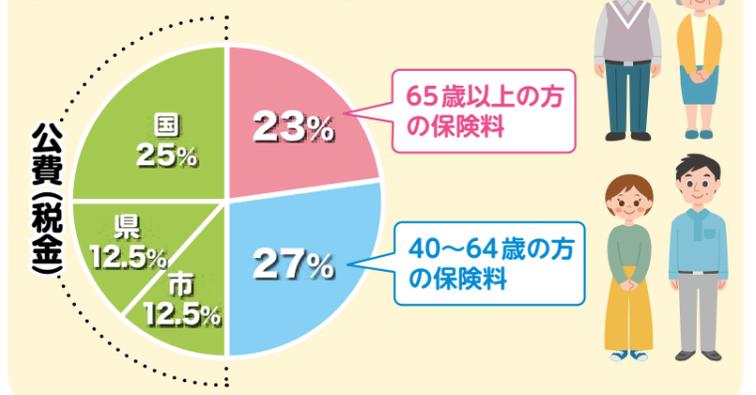
- 年度途中で介護保険料が増額になった
 - 年度途中で65歳になった
 - 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
 - 年度途中で他の市区町村から転入した
 - 介護保険料が減額になった
 - 年金が一時差し止めになった
- など

介護保険料を滞納すると?

災害など、特別な事情がないのに滞納が続く場合、未納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。介護保険料は必ず、お納めください。

納めることが難しくなった場合は、市の担当窓口にご相談ください。

【介護保険の財源の内訳】(令和6～8年度)



40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の人(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。